

平成25年2月26日
国土交通省
延岡河川国道事務所

災害時等協力会社公募 ～災害時等の応急復旧対策工事等～

災害、事故等の発生、若しくは発生が予測される場合に迅速な被災状況の把握や円滑・的確な対応を行い、災害や被害の拡大防止や被害施設の応急復旧を行うため、災害時応急復旧に協力していただける建設業者、測量・設計業者等を募集します。

【主な業務内容】

①災害時の応急対策工事等

河川部門：直轄管理区間（五ヶ瀬川、大瀬川、北川、祝子川、友内川）

道路部門：国道10号（延岡河川国道事務所管内）

東九州道（蒲江IC～北浦IC、須美江IC～延岡南IC）

②災害対策車等の運搬・運営

③災害時の応急対策に必要な「地質調査」又は「測量・設計」

【募集業者数】

①応急対策工事等

河川部門 … 10社程度

道路部門 … 11社程度

②災害対策車等の運搬・運営

2社程度

③「地質調査」又は「測量・設計」

地質調査 … 3社程度

測量・設計 … 10社程度

【協定期間】

協定期間は平成25年4月1日（予定）から平成26年3月31日まで

【募集期間】

平成25年2月26日（火）から平成25年3月12日（火）まで

【公告場所】

①延岡河川国道事務所掲示板 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889

②国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所ホームページ
(<http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/>)

※詳細は、公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

○問合せ先

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所

Tel: 0982-31-1155（代表）

【河川部門】 工務第一課長 戸田 博康（内線311）

【道路部門、地質調査部門、測量・設計部門】

道路管理課長 北平 京治（内線431）

【災害対策車等機械部門】 河川管理課長 吉田 久康（内線331）

災害時協力会社公募概要

1) 目的

災害時において、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るためには、建設業者、測量・設計業者等の方々の協力が必要不可欠であるため、事前に協力体制を構築しておく必要があります。

国土交通省延岡河川国道事務所では、災害時における建設業者、測量・設計業者等の協力を得るため、延岡河川事務所管内で一定の参加資格を有する会社を広く公募し、平成25年度の協定を締結するものです。

2) 公募の内容

1) 公募業者数

【公募部門】

1. 河川部門 . . . 10社程度

○基本協定締結区間

- ・五ヶ瀬川 (0/000~11/600)
- ・大瀬川 (0/000~8/000)
- ・北川 (0/000~3/700)
- ・祝子川 (0/000~1/700)
- ・友内川

2. 道路部門 . . . 11社程度

○基本協定締結区間

- ・国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名
至：宮崎県日向市美々津町大字高松
(221k840~284k590)
- ・延岡南バイパス
- ・東九州道(蒲江IC~北浦IC、須美江IC~延岡南IC)

3. 災害対策車等機械部門 . . . 2社程度

○基本協定締結区間

- ・五ヶ瀬川 (0/000~11/600)
- ・大瀬川 (0/000~8/000)
- ・北川 (0/000~3/700)
- ・祝子川 (0/000~1/700)
- ・友内川

- ・国道10号

自：宮崎県延岡市北川町川内名

至：宮崎県日向市美々津町大字高松

(221k840～284k590)

- ・延岡南バイパス

- ・東九州道（蒲江IC～北浦IC、須美江IC～延岡南IC）

4. 地質調査部門 . . . 3社程度

○基本協定締結区間

- ・延岡河川国道事務所管内

五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川、友内川

一般国道10号等

5. 測量設計部門 . . . 10社程度

○基本協定締結区間

- ・延岡河川国道事務所管内

五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川、友内川

一般国道10号等

2) 公募方法

①技術資料等説明書の交付期間

平成25年2月26日（火）～平成25年3月12日（火）

土曜、日曜祝祭日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

②技術資料等説明書の交付場所

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889

国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 3階 河川管理課

③交付方法

手渡しにより交付します。

3) 技術資料提出期間

平成25年2月26日（火）～平成25年3月12日（火）17時15分必着

※詳細は、公告及び技術資料等説明書をご覧ください。

公 告

(平成25年度 延岡管内災害等応急対策業務に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成25年2月26日

国土交通省九州地方整備局
延岡河川国道事務所長 春田 義信

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

平成25年度 延岡管内災害等応急対策業務に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、国土交通省延岡河川国道事務所（以下「当事務所」という。）が直轄管理を行う河川及び道路において、堤防決壊や道路の法面崩壊等の災害等が発生、若しくは発生が予測される場合に備え、あらかじめ実施業者を定め協定を締結することにより、災害等の応急対策工事等を迅速に実施するための体制を確立し、被害施設の早期発見、応急復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とするものである。

本協定で各業者と締結する区間は、1. (2) の基本協定締結区間と同一の範囲（表（1～3））とするが、九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により延岡河川国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において災害支援を行う場合がある。

※ 災害等とは、災害や交通事故等の通行に支障となる事象をいう。

(2) 基本協定区間及び協定対象業者数等

本協定の対象は、河川部門、道路部門及び災害対策車等機械部門とし、内容は下記のとおりとする。

- 河川部門・・・五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川、友内川の災害時応急対策工事・洪水時巡視等。
- 道路部門・・・一般国道10号（延岡河川国道事務所管内）、延岡南バイパス、東九州道（蒲江IC～北浦IC、須美江IC～延岡南IC）の災害等の応急対策工事・道路巡回等。
- 災害対策車等機械部門・・・当事務所が保有する災害対策車等を指定した場所に運搬し、必要に応じて設置・運転・撤去を行う。

公募する協定締結区間及び協定締結業者数は、下記の表（1～3）のとおりとする。

(表1) 河川部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000～11/600 大瀬川 0/000～8/200 北川 0/000～3/750 祝子川 0/000～1/700 友内川	28.5	10社程度	

(表2) 道路部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840～284k590	62.2	11社程度	
	延岡南バイパス	2.2		
	東九州道（蒲江IC～北浦IC、須美江IC～延岡南IC）	39.2		

(表3) 災害対策車等機械部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000～11/600 大瀬川 0/000～8/200 北川 0/000～3/750 祝子川 0/000～1/700 友内川	28.5	2社程度	排水ポンプ車（4台・30m ³ /分） 照明車（2台）
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840～284k590	62.2		
	延岡南バイパス	2.2		
	東九州道（蒲江IC～北浦IC、須美江IC～延岡南IC）	39.2		

なお、災害対策車は、桜小路排水機場（宮崎県延岡市大貫町3丁目）及び資材倉庫（宮崎県延岡市伊形町）に配備している。

(3) 協定締結期間 平成25年4月1日（予定）～平成26年3月31日

(4) 本協定を締結する業者の選定

本協定の締結を希望する業者は技術資料を提出するものとし、提出された技術資料を基に評価を行い、協定締結業者を決定する。

提出は1部門のみとし重複提出は認めない。ただし、「河川部門」又は「道路部門」と「災害対策車等機械部門」の重複提出は可能とする。

(5) 本協定締結後の業務の請負契約

本協定締結後に災害等が発生した場合で、当事務所が業務を実施する必要があると判断した場合は、本協定を締結した業者（以下「協定業者」という。）の中から業務を実施する協定業者を決定し、出動の要請を行い、あわせて両者は業務の請負契約を速やかに締結するものとする。

業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。ただし、本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から協定業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、平成25・26年度一般土木工事に係るC又はD等級又は維持修繕工事又は機械設備工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること(経常建設共同企業体も同様とする)。
九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、平成25・26年度一般土木工事に係るC又はD等級又は維持修繕工事又は機械設備工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を平成25年4月1日時点において受けていること(経常建設共同企業体も同様とする)。なお、認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。
また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 本店等の所在地について、下記のとおりとする。
 - 1) 河川部門
宮崎県延岡市内に建設業法に基づく営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)又は緊急出動の拠点が所在すること。
ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。
 - 2) 道路部門
 - ①国道10号及び延岡南バイパス、東九州道(蒲江IC~北浦IC、須美江IC~延岡南IC)
宮崎県延岡市内又は宮崎県東臼杵郡門川町内又は宮崎県日向市内に建設業法に基づく営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)又は緊急出動の拠点が所在すること。
ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。
 - ②東九州道(蒲江IC~北浦IC)
大分県佐伯市内(各ICへの所要時間が概ね1時間以内)に、建設業法に基づく営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)又は緊急出動の拠点が所在すること。
ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

3) 災害対策車等機械部門

宮崎県延岡市内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の建設業法に基づく主たる営業所が上記に所在すること。

(7) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時に加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

(8) 災害対策車等機械部門においては、緊急業務に対応した体制の確保として、中型（又は大型）自動車の運転免許所有者が2名以上、玉掛け作業・移動式クレーン運転資格所有者を1名以上、その他作業に従事できるものを2名以上確保できること。なお、中型（又は大型）自動車運転免許所有者と玉掛け作業・移動式クレーン運転資格所有者は、同一でかまわない。

（詳細は技術資料等説明書参照）。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 技術資料等説明書の交付期間、場所、方法

- ① 交付期間：平成25年2月26日（火）から平成25年3月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- ② 交付場所：〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889
国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 3階 河川管理課
電話番号 0982-31-1155（代表）
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成25年2月26日（火）から平成25年3月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- ② 提出場所：上記3.（1）②による。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

(1) 技術資料の作成要領、協定業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 本協定において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。

公 告

延岡河川国道事務所管内における災害等応急対策設計業務「地質調査」
または「測量・設計」に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成25年2月26日

国土交通省九州地方整備局
延岡河川国道事務所長 春田 義信

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

延岡河川国道事務所管内における災害等応急対策設計業務「地質調査」または、「測量・設計」に関する基本協定の締結

(2) 基本協定の目的

本協定は、延岡河川国道事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の地質調査業務等または、設計業務等に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための災害等応急対策設計業務「地質調査」または、「測量・設計」を行うことを目的として行うものである。

(3) 基本協定区間

延岡河川国道事務所管内 五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川、友内川
一般国道10号、延岡南バイパス、
東九州道(蒲江IC～北浦IC、須美江IC～延岡南IC)等

(4) 基本協定期間

平成25年4月1日(予定)から平成26年3月31日まで

(5) 本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して、協定締結業者は地質調査業務3社程度、設計業務等10社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に「地質調査」または「測量・設計」を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3)九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し資料提出締切時に指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5)九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務(地質調査または、測量、設計)に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務(地質調査または、測量、設計)に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を平成25年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない場合は、当該業務に参加する資格を有しない。
- (6)本店等の所在地について、下記のとおりとする。
- 1)地質調査業務
宮崎県内又は大分県内に本店又は支店等営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)を有していること。
 - 2)測量・設計業務
 - ①国道10号及び延岡南バイパス、東九州道(蒲江IC～北浦IC、須美江IC～延岡南IC)
宮崎県延岡市又は宮崎県東臼杵郡門川町又は宮崎県日向市に本店又は支店等営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)を有していること。
 - ②東九州道(蒲江IC～北浦IC)
宮崎県延岡市内又は大分県佐伯市内に本店又は支店等営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)を有していること。
- (7)延岡河川国道事務所管内において、平成20年4月1日以降に国、県、公団が発注した道路又は河川に関する地質調査業務または測量、設計業務の実績があること。
- (8)九州地方整備局(港湾空港関係は除く。)の発注した道路、河川に関する地質調査業務または測量、設計業務のうち、平成20年4月1日以降に完成した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定表の評定点の平均が60点以上であること。
- (9)緊急業務に対応する体制として、5名以上の測量士又は測量士補かつ1人以上の技術士(応用理学部門[選択科目:地質]またはRCCM(地質部門または、総合技術監理部門又は建設部門)もしくはRCCMを早急に対応させることができること。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

(1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒 882 - 0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889番地

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所 河川管理課

担当:河川管理課長 吉田 久康

電話 0982 - 31 - 1155(代表) (内線 331)

FAX 0982 - 34 - 4884

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間:平成25年2月26日(火)から平成25年3月12日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- ② 交付場所:〒 882 - 0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889番地
国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所 3階 河川管理課
- ③ 交付方法:手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間:平成25年2月26日(火)から平成25年3月12日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで
- ② 提出場所: 上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法: 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

5 その他

技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。